

東日本大震災後の当会の取り組みを振り返って

平成 23 年度東京三会復旧復興本部 副本部長

平成 23 年度第一東京弁護士会会長 木津川 迪 洽

1. はじめに

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災及びこれに伴う原子力発電所事故の被災者の皆様にお見舞い申し上げるとともに、本震災でお亡くなりになった方々に心より哀悼の意を表します。

震災発生直後、日弁連並びに各地の単位会及び連合会は、速やかに被災者の救済及び被災地の復興のための支援活動を開始いたしました。今回の災害復興支援活動は、全国的な規模で行われ、当会が関係している活動も、当会独自の活動、東京三会の共同活動、日弁連の活動、関弁連の活動と多岐にわたっております。本稿では、主に当会の活動を中心に、弁護士会が行っている復興支援活動の現状をご説明いたします。

2. 当会の活動

(1) 義捐金の募集

当会は、震災発生直後から、会員に対して、義捐金の募集を呼びかけました。会員から寄せられた義捐金は、一部を日本赤十字社に寄付し、一部を日弁連に寄付する形で使用させていただきました。義捐金をお送りいただいた会員の皆様には心より感謝と御礼を申し上げます。

(2) 東日本大震災対策本部

また、当会は、平成 23 年 4 月 12 日の常議員会において、被災地の弁護士会、東京三会、日弁連等と密接に連携しながら復興支援活動を行うための第一東京弁護士会東日本大震災対策本部を立ち上げました。ここでは、法律相談運営委員会委員の方を中心に、東京三会復旧復興本部との連携、被災者の方々に対する法律相談や電話相談、さらにはその相談のための Q&A の作成、暮らしの手引き～ここから～の作成等、多大なご協力をいただきました。

(3) 東日本大震災対策本部特別会計

当会の復興支援活動を財政的に支えるために、平成 23 年度定時総会で、6000 万円の東日本大震災対策本部特別会計予算をご承認いただきました。この特別会計より、まず最初に、被災地である福島県、仙台、岩手の各弁護士会及び関弁連に対して義捐金を贈らせて頂きました。また、被災地相談を担当した会員への日当支払いや東京三会復旧復興本部の諸活動に要した費用などを支出いたしました。

3. 東京三会の活動

東京三弁護士会では、震災直後に東京三会復旧復興本部を立ち上げました。被災地の弁護士会とも密接に連絡を取りつつ、三会で協力しながら、被災地への相談担当弁護士の派遣、原子力損害賠償支援機構との連携・相談担当者の派遣などを継続的に行いました。

4. 日弁連の活動

日弁連も、震災後直ちに緊急対策本部を立ち上げ、被災地弁護士会、全国各地の弁護士会、弁護士会連合会、法テラス、地方自治体等と連携しながら、復興支援活動を行っております。法律相談等の具体的な支援活動の他、被災者支援のための提言、原子力発電所事故に関する提言、二重ローンに関する提言等、政策提言も積極的に行いました。

5. 最後に

まさに日本全国の弁護士がこの未曾有の大災害からの復興に全力を挙げて取り組んでおります。

当会の会員もこれらの活動に献身的に参加されており、平成 23 年度会長として心から感謝しております。これからも、「基本的人権の擁護と社会正義の実現」を旨とする弁護士のプライドと使命感をかけて、当会あげて復興支援活動を推進する所存です。